

介護職員の人材確保に関する意見書

本格的な高齢社会を迎え、介護サービスに対する国民のニーズや期待は、ますます高まり、今後必要とされる介護職員の安定的な確保が必要不可欠な状況となっている。

昨年8月、厚生労働省は「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な方針」を改正したところであるが、介護職員の現状は、給与水準が低く、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、介護制度が十分機能していくための人材確保が緊急の課題となっている。

よって、国におかれては、介護ニーズに対応するのに必要な人材を安定的に確保するため、マンパワーへの適切な報酬体系の確立や労働環境の改善を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣